

# 新型コロナウイルス感染症 クリチバ市による警報レベルの引き上げ

## 2020年11月27日

〈ポイント〉

11月27日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報レベルを一段階引き上げ、レベル2（オレンジ）とすること、また同引き上げに伴う制限措置内容について発表しました。

〈本文〉

●11月27日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報レベルを引き上げ、レベル2（オレンジ）とする旨発表しました。（本件政令発表日から7日間有効）。

●クリチバ市は、9月27日に警戒レベルをレベル1（イエロー）に下げていましたが、今回、感染急増を受けて再びレベル2に戻したものです。

●同政令による制限措置の主な点は以下のとおりです。

- 1 実施・営業不可な活動、閉鎖されるもの
  - ・エンターテインメント、パーティーイベント実施のための屋内施設。
  - ・見本市や大規模な会議・学会を実施するための施設。
  - ・バー、ナイトクラブなど。
  - ・集会、親睦会（同居する親族間での実施は可）。
- 2 営業可能時間・曜日が制限されているもの
  - ・一般商店：9時～20時まで営業可。
  - ・ショッピングセンター：8時～22時まで営業可。
  - ・レストラン・軽食堂：6時～22時まで営業可。
  - ・劇場、サーカス、映画館、博物館など：6時～22時まで営業可。
  - ・屋外市場（フェイラ）：6時～22時まで実施可。
- 3 定員50%までであれば実施可能な活動
  - ・ホテルなどの宿泊業。
- 4 公園や広場の利用については、マスク着用の上、個人単位での運動は可能。
- 5 23時～翌5時までの外出自粛（推奨）。

●上述規制内容については、随時変更される可能性もあります。最新情報については、以下のクリチバ市のウェブサイトからご確認ください。

※クリチバ市新型コロナウイルス感染症関連ウェブサイト

<https://coronavirus.curitiba.pr.gov.br/>

<https://www.curitiba.pr.gov.br/noticias/decretos-amparam-medidas-de-combate-ao-coronavirus/55390>

（問い合わせ先）

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp